

## 令和3年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

令和3年度長官所長会同日程

日 (曜日) 時間	10:00 ~ 12:00	12:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:45	15:45 ~ 16:00	16:00 ~ 17:00
16日 (水)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食 休憩	協議	休憩	事務的協議 (事務連絡)

令和 3 年度長官所長会同会員名簿

東京高等裁判所長官	今崎幸彦
大阪高等裁判所長官	安浪亮介
名古屋高等裁判所長官	白井幸夫
広島高等裁判所長官	小川秀樹
福岡高等裁判所長官	小野憲一
仙台高等裁判所長官	古財英明
札幌高等裁判所長官	合田悦三
高松高等裁判所長官	高部眞規子
東京地方裁判所長	後藤博
東京家庭裁判所長	杉原則彦
横浜地方裁判所長	團藤丈士
横浜家庭裁判所長	鬼澤友直

さいたま地方裁判所長 野山 宏  
さいたま家庭裁判所長 生野 考司  
千葉地方裁判所長 堀田 真哉  
千葉家庭裁判所長 矢尾 和子  
水戸地方裁判所長 渡部 勇次  
水戸家庭裁判所長 原道子  
宇都宮地方・家庭裁判所長 後藤 健  
前橋地方裁判所長 齊藤 啓昭  
前橋家庭裁判所長 多和田 隆史  
静岡地方裁判所長 伊藤 雅人  
静岡家庭裁判所長 比佐 和枝  
甲府地方・家庭裁判所長 安東 章  
長野地方・家庭裁判所長 岸日出夫

新潟地方裁判所長 小林宏司

新潟家庭裁判所長 園原敏彦

大阪地方裁判所長 中本敏嗣

大阪家庭裁判所長 森純子

京都地方裁判所長 松田亨

京都家庭裁判所長 徳岡由美子

神戸地方裁判所長 西川知一郎

神戸家庭裁判所長 橋口裕晃

奈良地方・家庭裁判所長 田中健治

大津地方・家庭裁判所長 富田一彦

和歌山地方・家庭裁判所長 田村政喜

名古屋地方裁判所長 大熊一之

名古屋家庭裁判所長 戸田久

津地方・家庭裁判所長 吉 村 典 晃

岐阜地方・家庭裁判所長 永 野 庄 彦

福井地方・家庭裁判所長 村 野 裕 二

金沢地方・家庭裁判所長 吉 村 真 幸

富山地方・家庭裁判所長 堀 内 照 美

広島地方裁判所長 永 谷 典 雄

広島家庭裁判所長 水 野 有 子

山口地方・家庭裁判所長 杉 山 慎 治

岡山地方裁判所長 宮 坂 昌 利

岡山家庭裁判所長 田 中 寿 生

鳥取地方・家庭裁判所長 牧 真 千 子

松江地方・家庭裁判所長 中 垣 内 健 治

福岡地方裁判所長 田 口 直 樹

福岡家庭裁判所長 野島秀夫  
佐賀地方・家庭裁判所長 青木晋  
長崎地方・家庭裁判所長 大久保正道  
大分地方・家庭裁判所長 梅本圭一郎  
熊本地方裁判所長 片山昭人  
熊本家庭裁判所長 芦高源  
鹿児島地方・家庭裁判所長 遠藤真澄  
宮崎地方・家庭裁判所長 阪本勝  
那覇地方裁判所長 村越一浩  
那覇家庭裁判所長 藤田光代  
仙台地方裁判所長 舘内比佐志  
仙台家庭裁判所長 草野真人  
福島地方裁判所長 土田昭彦

福島家庭裁判所長 松村 徹  
山形地方・家庭裁判所長 深沢 茂之  
盛岡地方・家庭裁判所長 佐々木 宗啓  
秋田地方・家庭裁判所長 脇 博人  
青森地方・家庭裁判所長 田邊 三保子  
札幌地方裁判所長 本多 知成  
札幌家庭裁判所長 粟原 壮太  
函館地方・家庭裁判所長 佐久間 健吉  
旭川地方・家庭裁判所長 鈴木 正弘  
釧路地方・家庭裁判所長 高木 順子  
高松地方裁判所長 黒野 功久  
高松家庭裁判所長 坪井 祐子  
徳島地方・家庭裁判所長 齋藤 正人

高知地方・家庭裁判所長

森 崎 英

二

松山地方・家庭裁判所長

千 葉 和

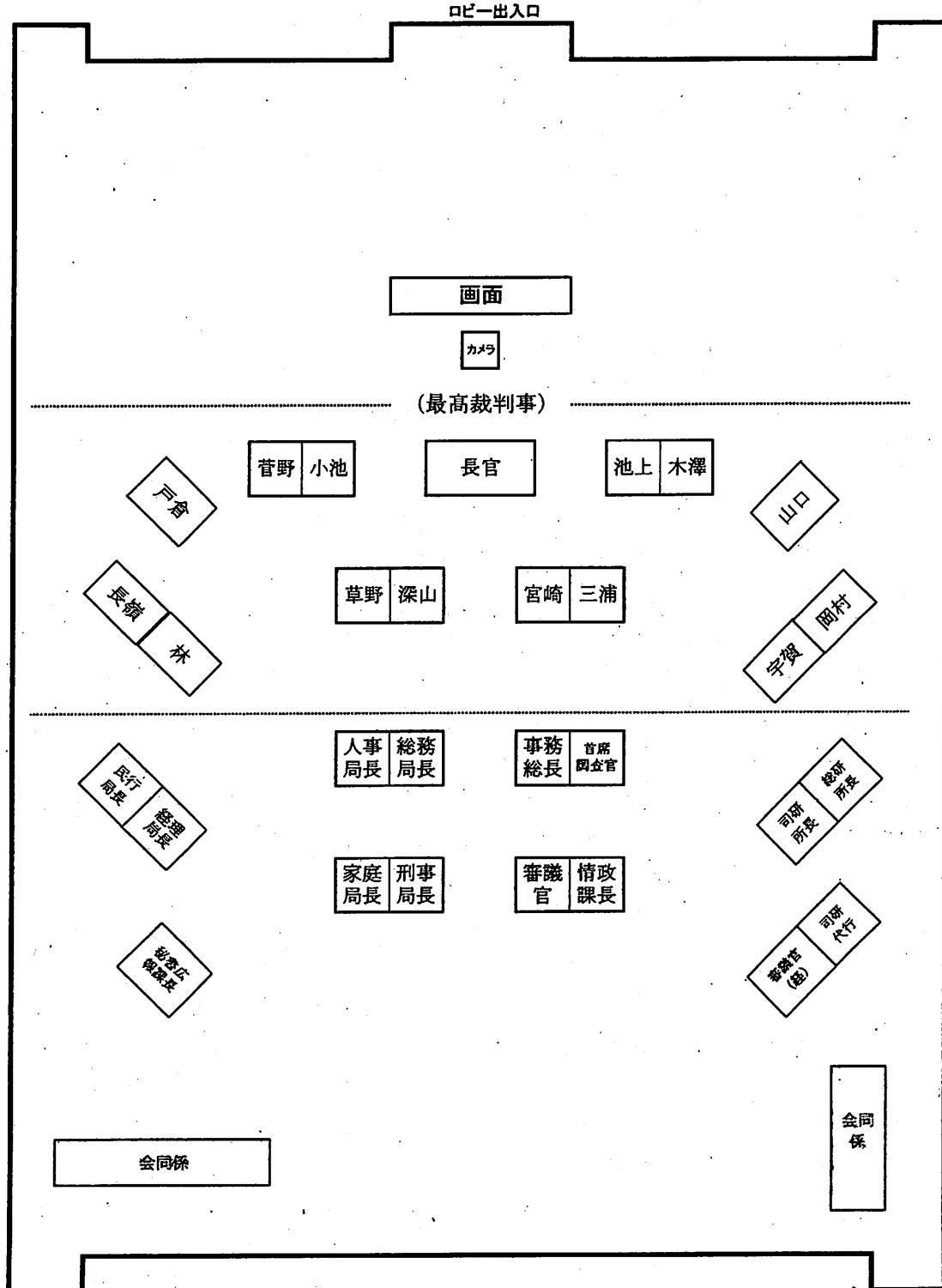
則

別表

高裁の別	接続先	参考
東京	東京高裁	東京地裁・家裁
	横浜地裁	横浜家裁、静岡地裁・家裁
	さいたま地裁	さいたま家裁、千葉地裁・家裁、宇都宮地家裁
	水戸地裁	水戸家裁
	前橋地裁（高崎支部）	前橋家裁、長野地家裁、新潟地裁・家裁
	甲府地家裁	
大阪	大阪高裁	大阪地裁・家裁、神戸地裁・家裁、和歌山地家裁
	京都地裁	京都家裁、奈良地家裁、大津地家裁
名古屋	名古屋高裁	名古屋地裁・家裁、津地家裁、岐阜地家裁
	金沢地家裁	福井地家裁、富山地家裁
広島	広島高裁	広島地裁・家裁、山口地家裁、岡山地裁・家裁
	鳥取地家裁	松江地家裁
福岡	福岡高裁	福岡地裁・家裁、佐賀地家裁、長崎地家裁、大分地家裁
	熊本地裁	熊本家裁、鹿児島地家裁
	宮崎地家裁	
	那覇地裁	那覇家裁
仙台	仙台高裁	仙台地裁・家裁、福島地裁・家裁、山形地家裁
	盛岡地家裁	青森地家裁、秋田地家裁
札幌	札幌高裁	札幌地裁・家裁、旭川地家裁
	函館地家裁	
	釧路地家裁	
高松	高松高裁	高松地裁・家裁、徳島地家裁、高知地家裁
	松山地家裁	

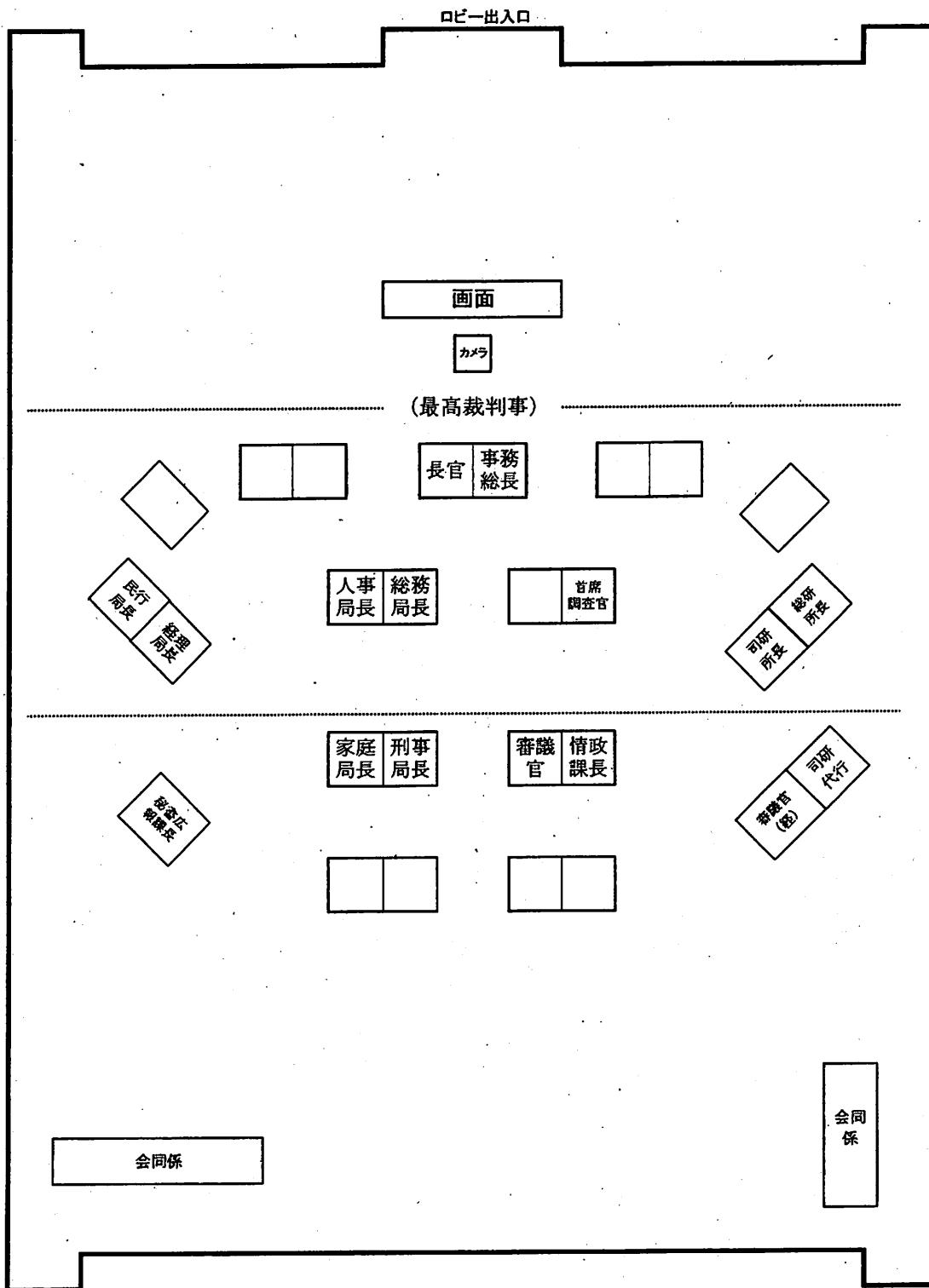
### 令和3年度長官所長会同席図（大会議室）

日時：令和3年6月16日午前10時00分

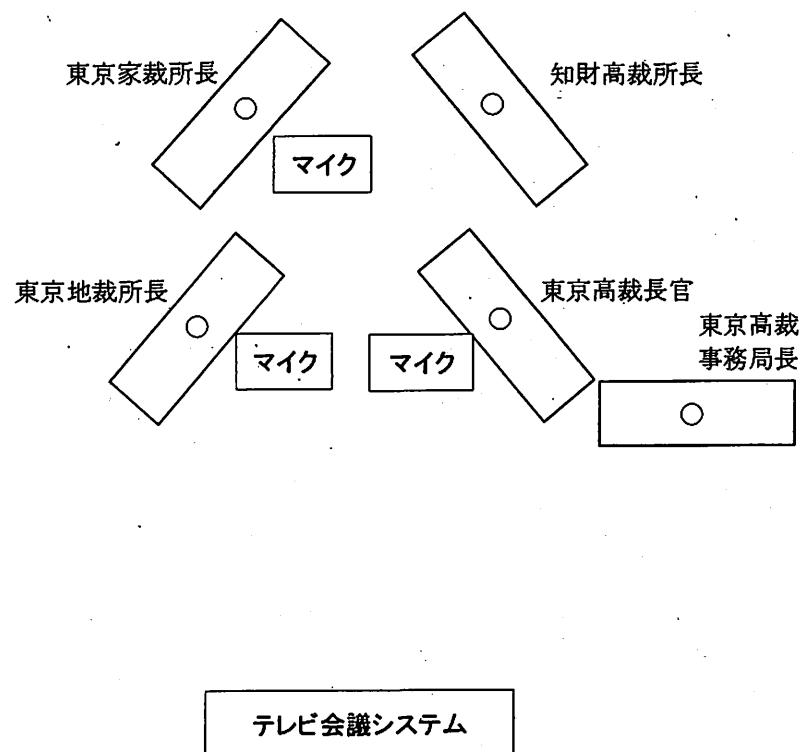


令和3年度長官所長会同席図（大会議室）

日時：令和3年6月16日午後4時00分



## 令和3年度長官所長会同(接続先:東京高裁)



令和3年度長官所長会同（接続先：横浜地裁）

静岡家裁  
所長



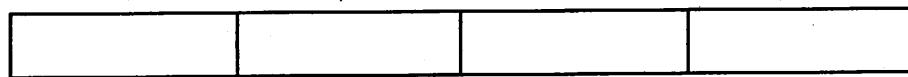
静岡地裁  
所長



横浜家裁  
所長

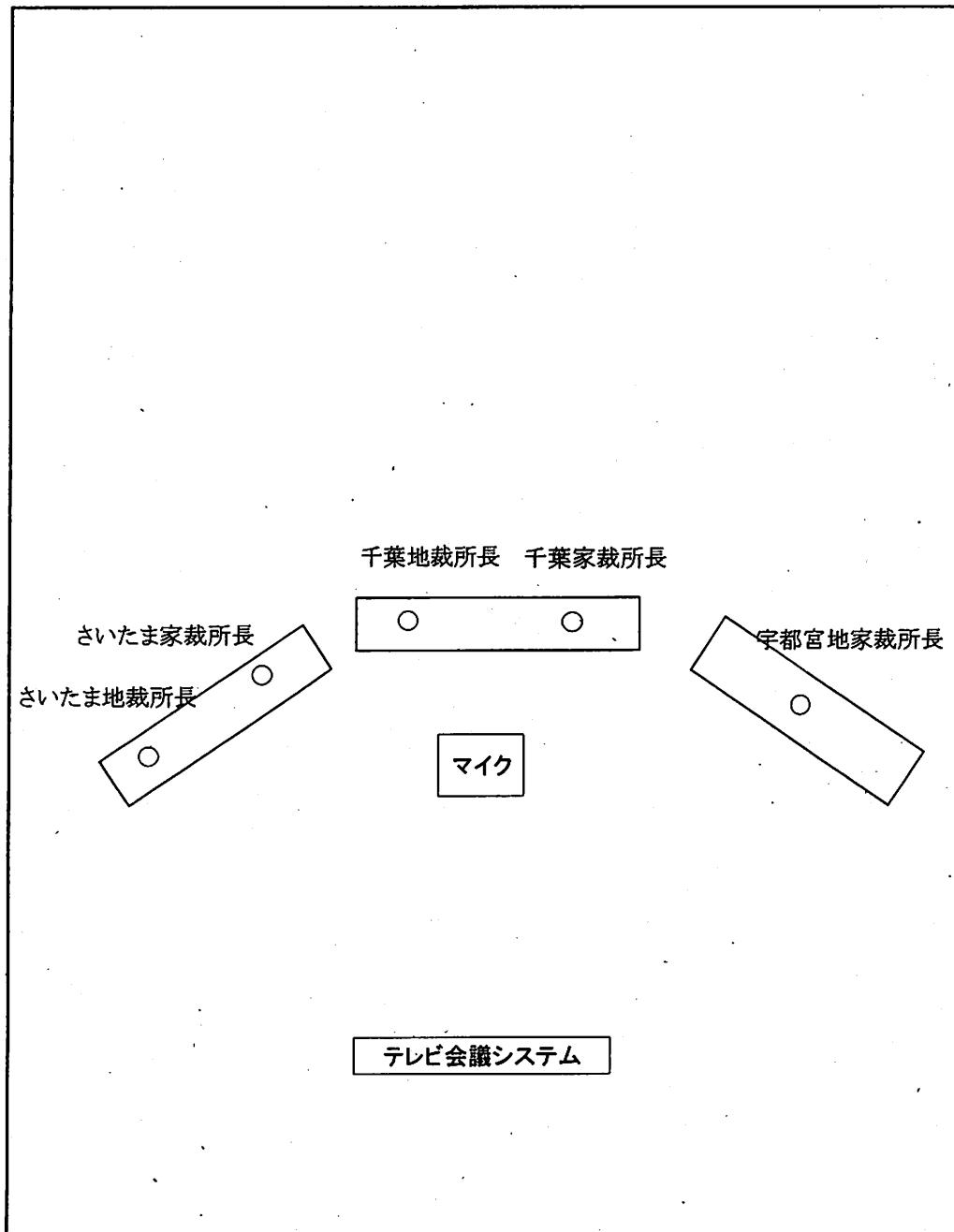


横浜地裁  
所長

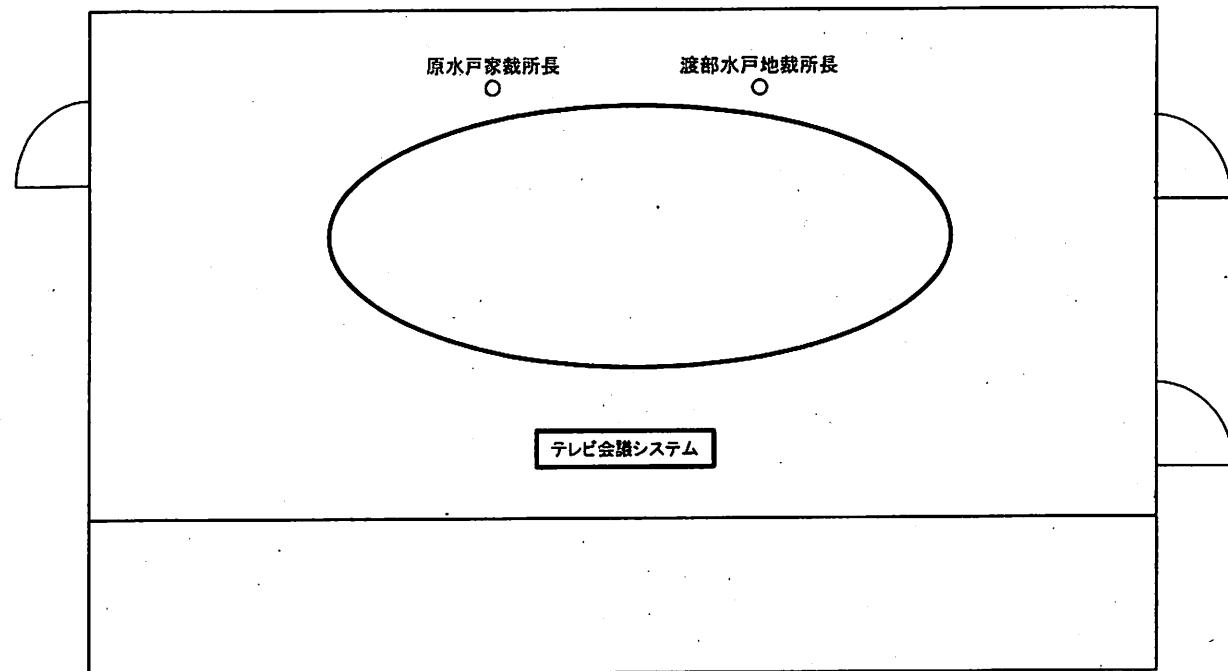


テレビ会議  
システム

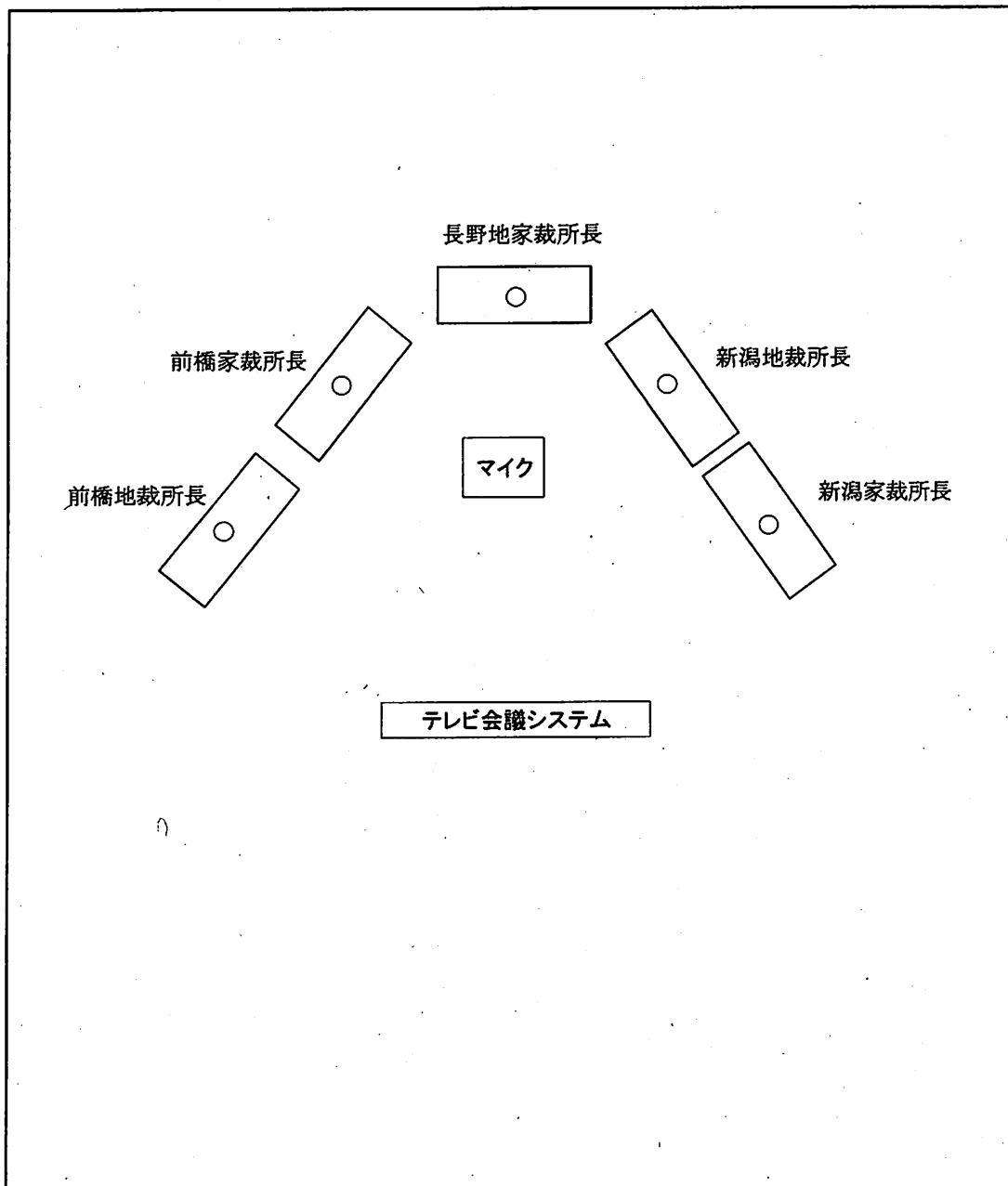
令和3年度長官所長会同(接続先:さいたま地裁)



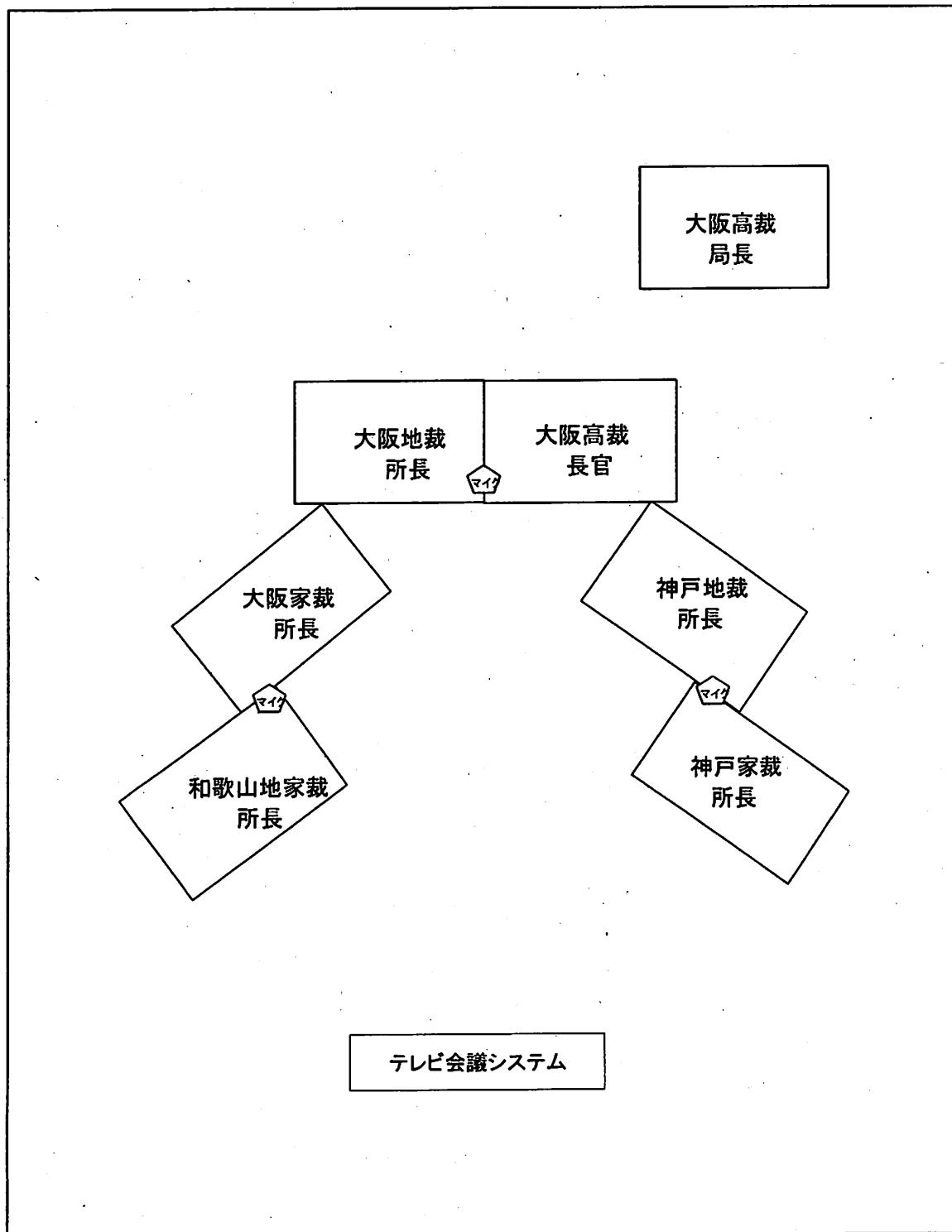
令和3年度長官所長会同(接続先:水戸地裁)



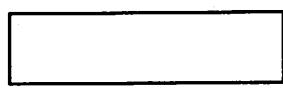
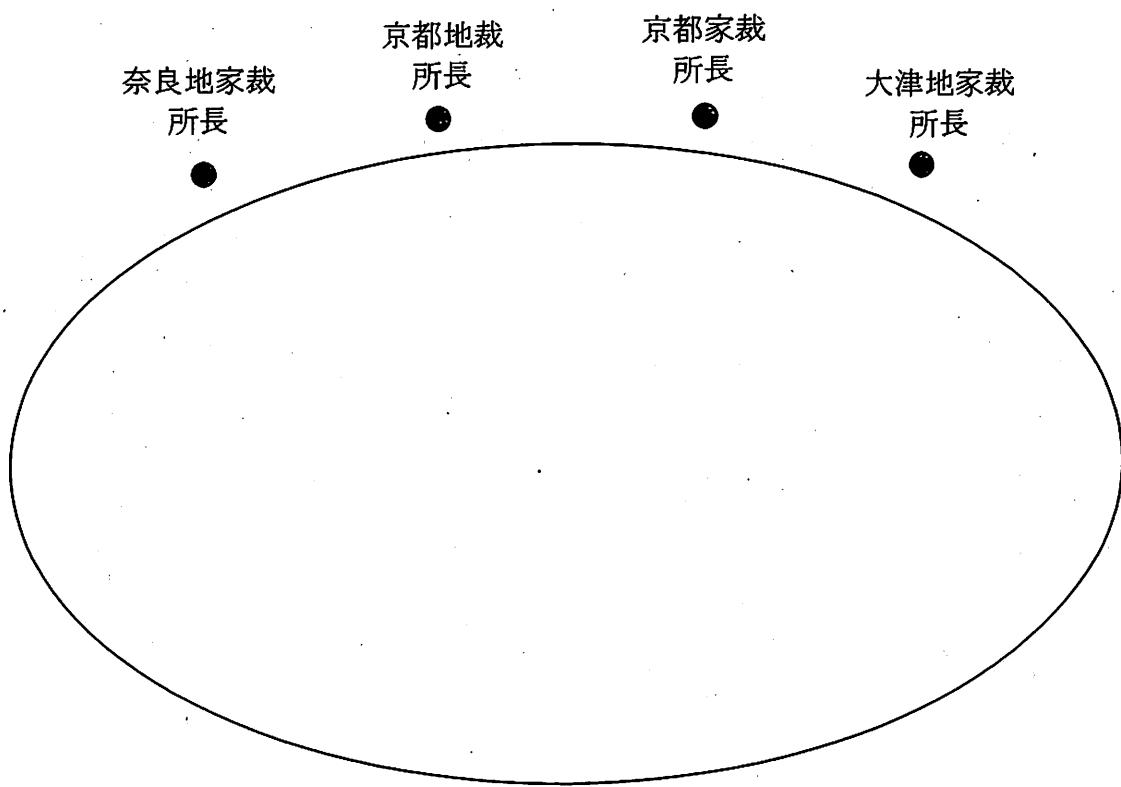
## 令和3年度長官所長会同(接続先:前橋地裁高崎支部)



## 令和3年度長官所長会同(接続先:大阪高裁)

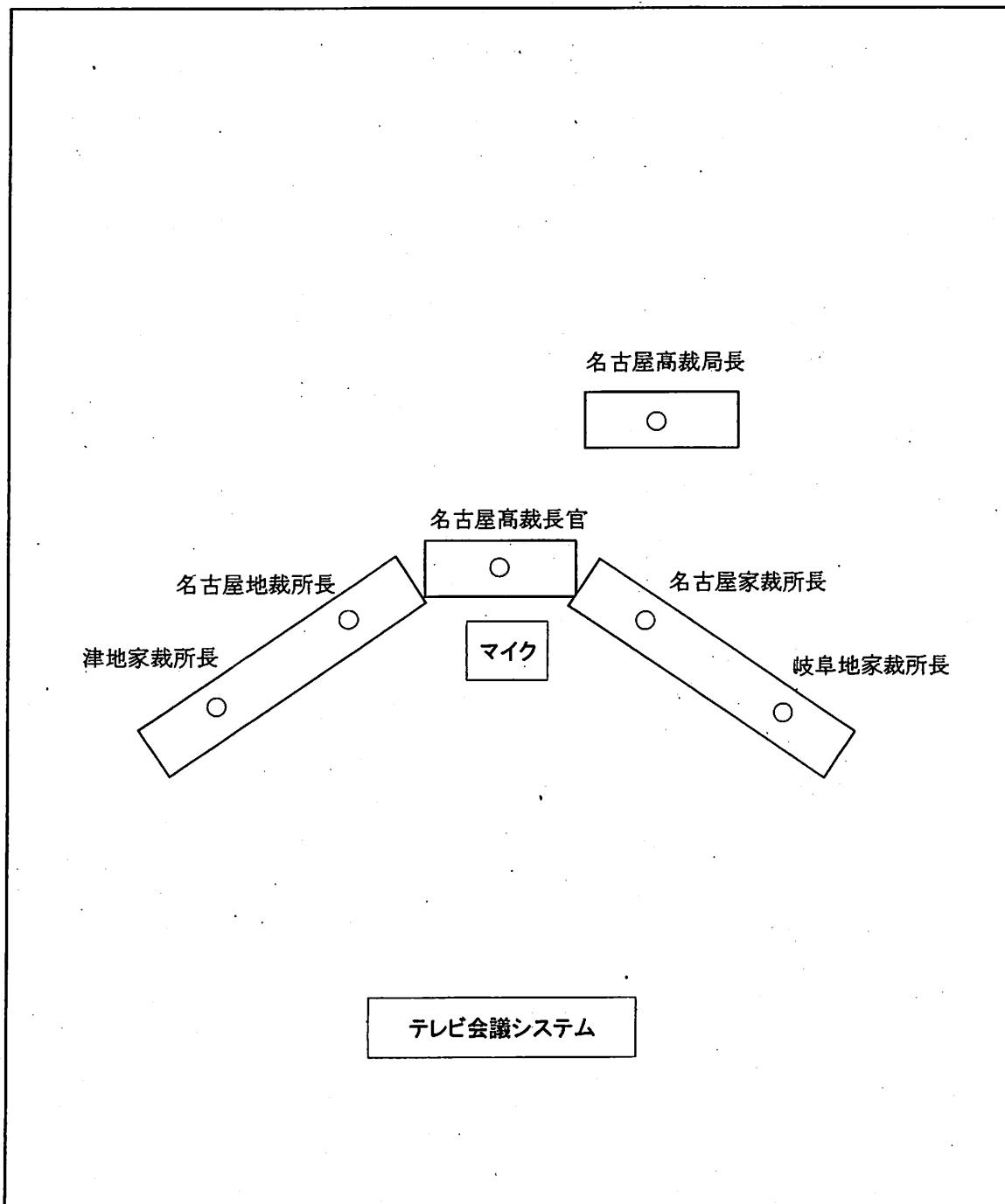


# 令和3年度長官所長会同(接続先:京都地裁)

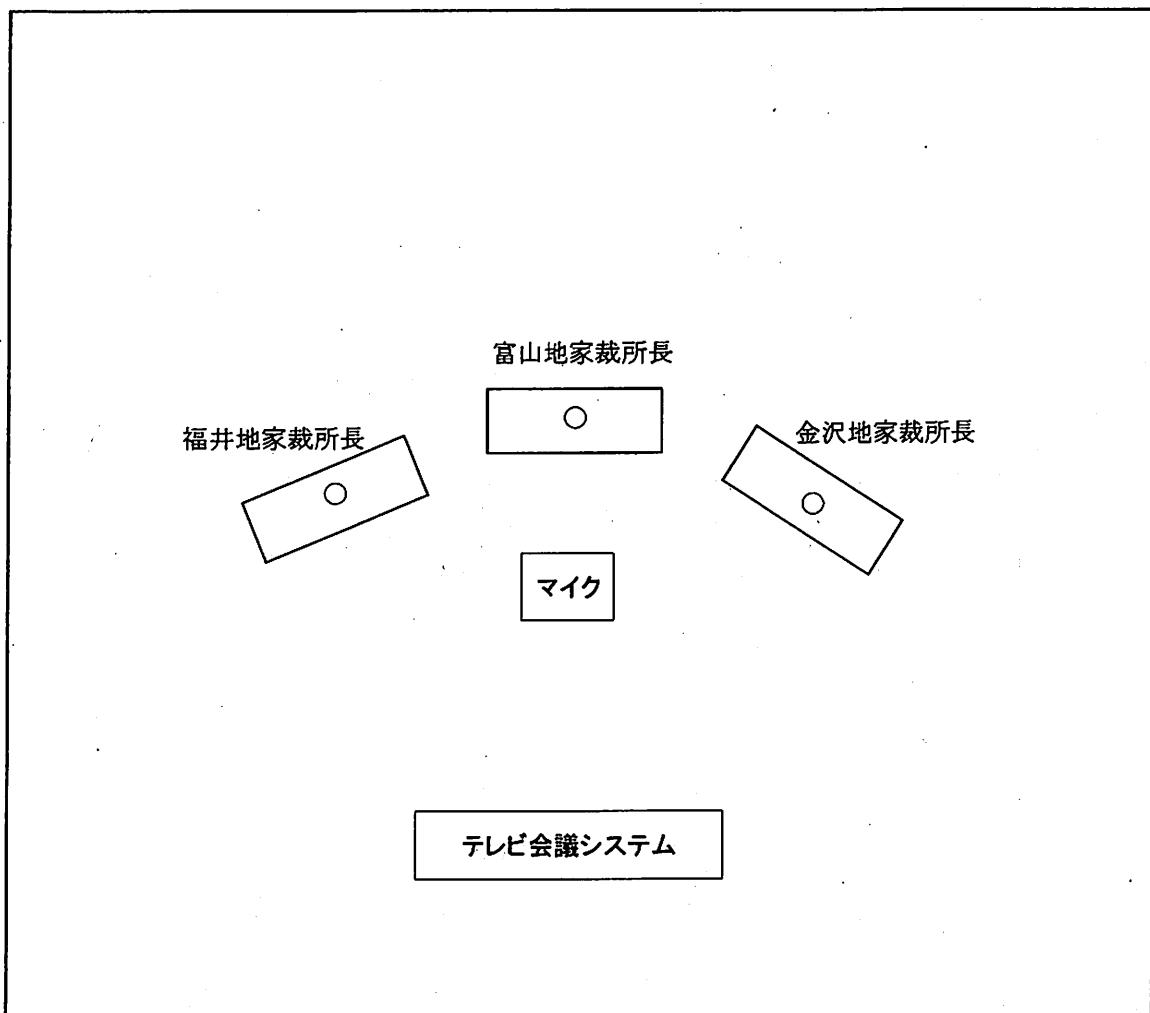


テレビ会議  
システム

## 令和3年度長官所長会同(接続先:名古屋高裁)



## 令和3年度長官所長会同(接続先:金沢地裁)

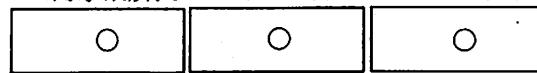


## 令和3年度長官所長会同(接続先:広島高裁)

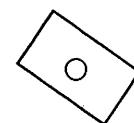
山口地家裁所長 岡山地裁所長 岡山家裁所長



広島家裁所長 広島地裁所長 広島高裁長官



広島高裁局長



マイク

テレビ会議システム

## 令和3年度長官所長会同(接続先:鳥取地裁)

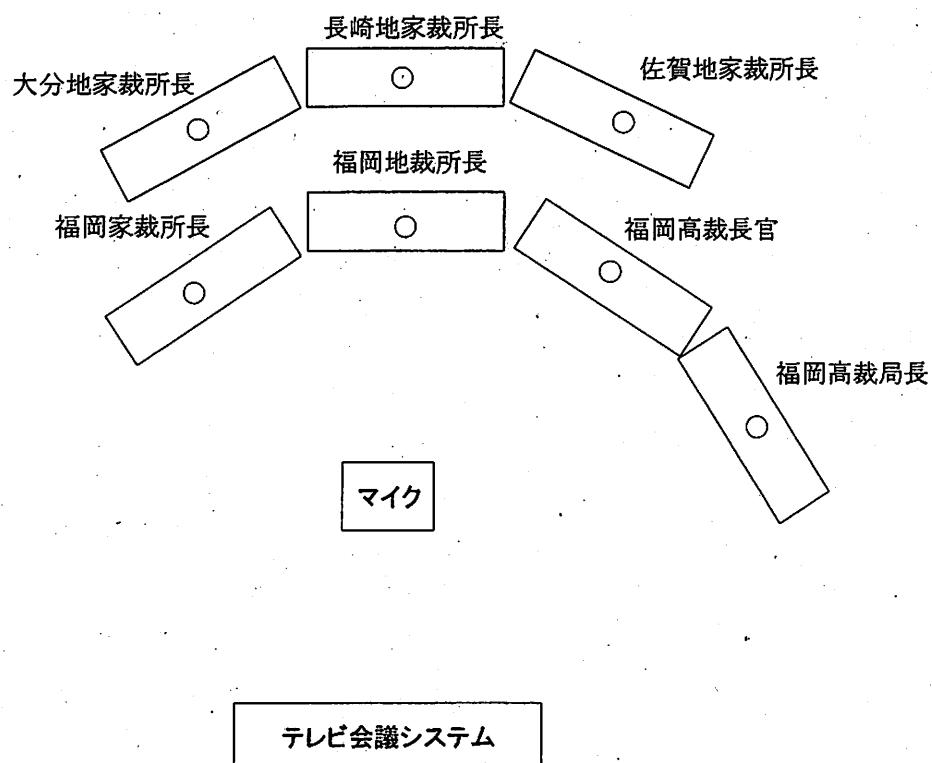
鳥取地家裁所長 松江地家裁所長



マイク

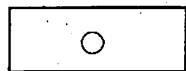
テレビ会議システム

## 令和3年度長官所長会同(接続先:福岡高裁)

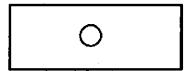


## 令和3年度長官所長会同(接続先:熊本地裁)

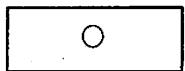
鹿児島地家裁所長



熊本地裁所長



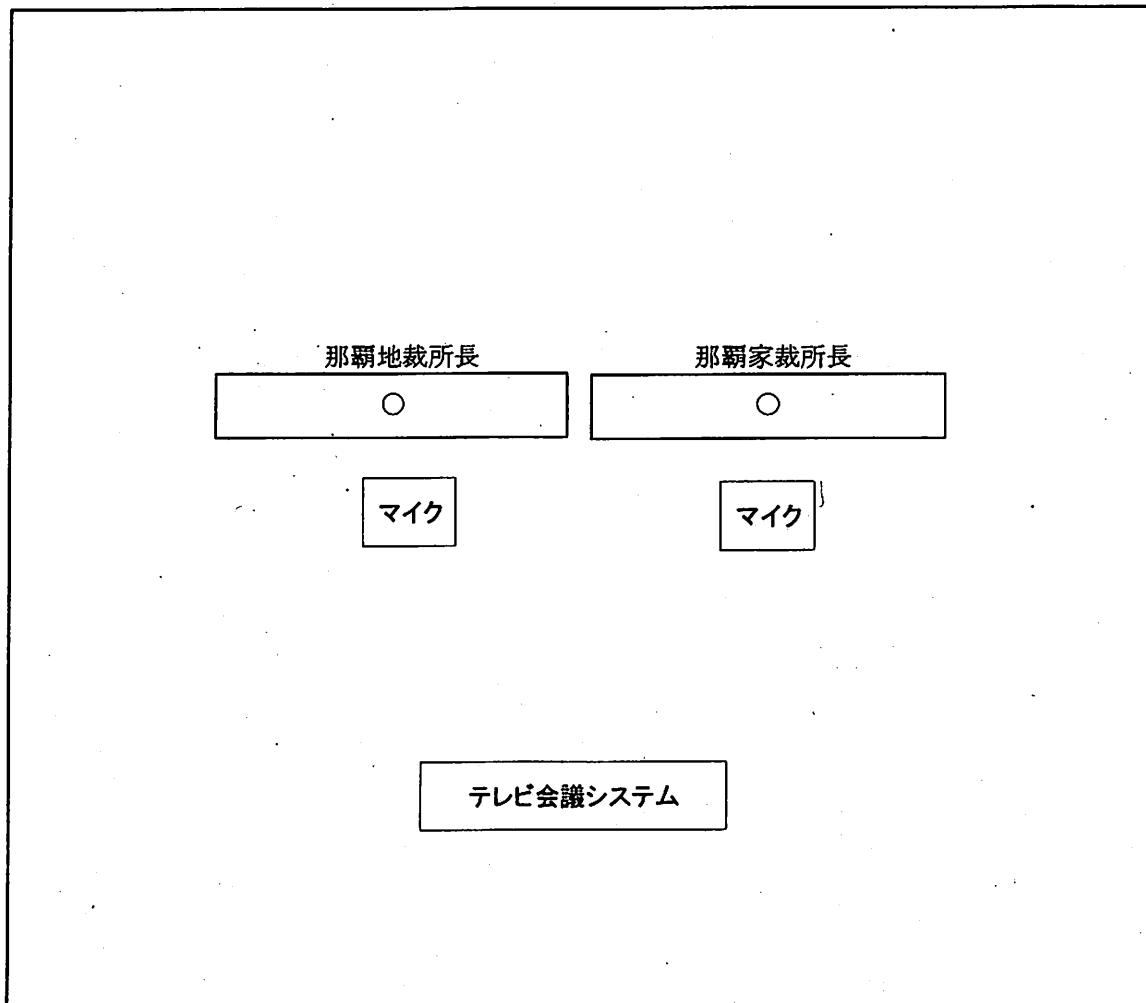
熊本家裁所長



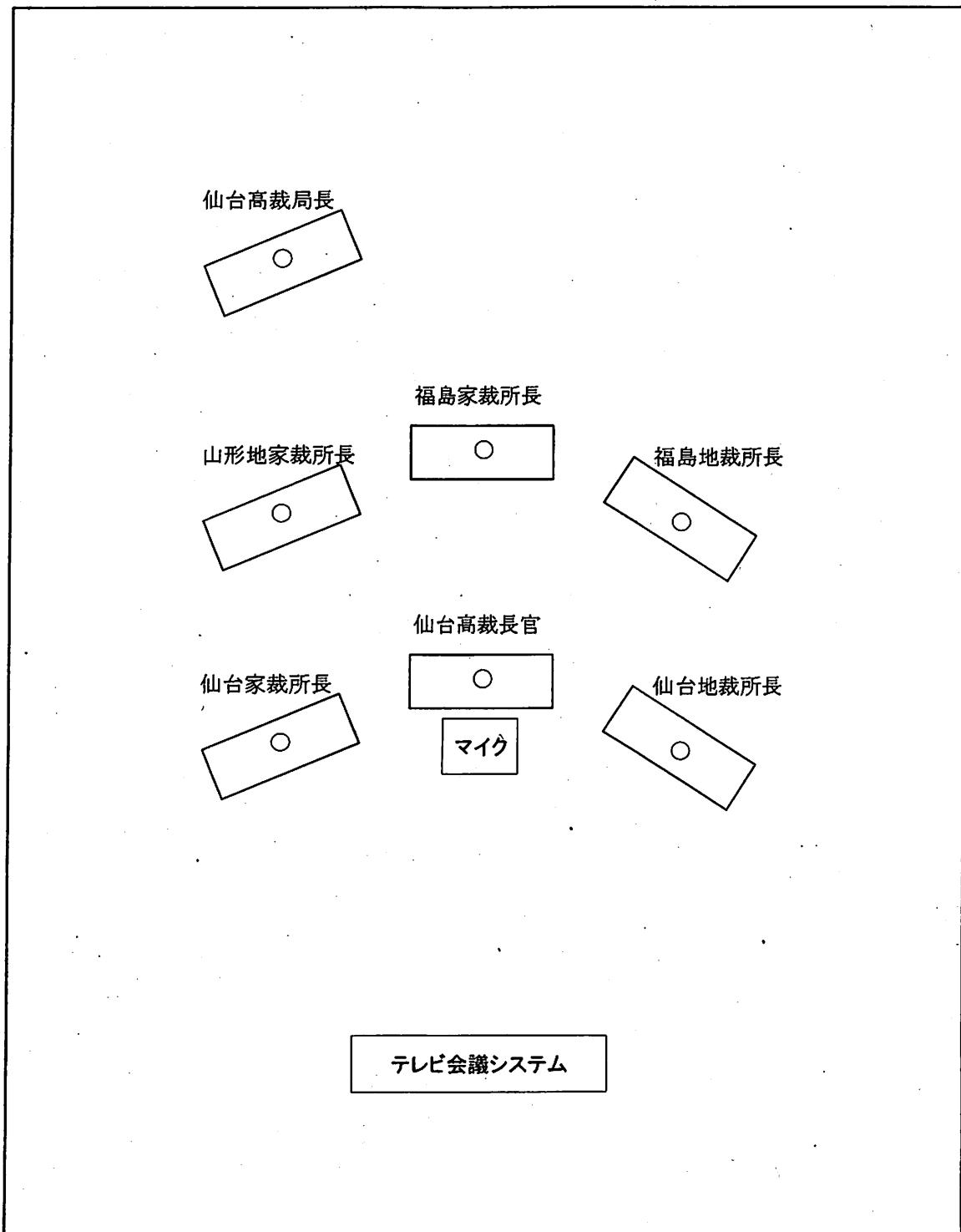
マイク

テレビ会議システム

# 令和3年度長官所長会同(接続先:那覇地裁)



# 令和3年度長官所長会同(接続先:仙台高裁)



# 令和3年度長官所長会同(接続先:盛岡地家裁)

秋田地家裁所長

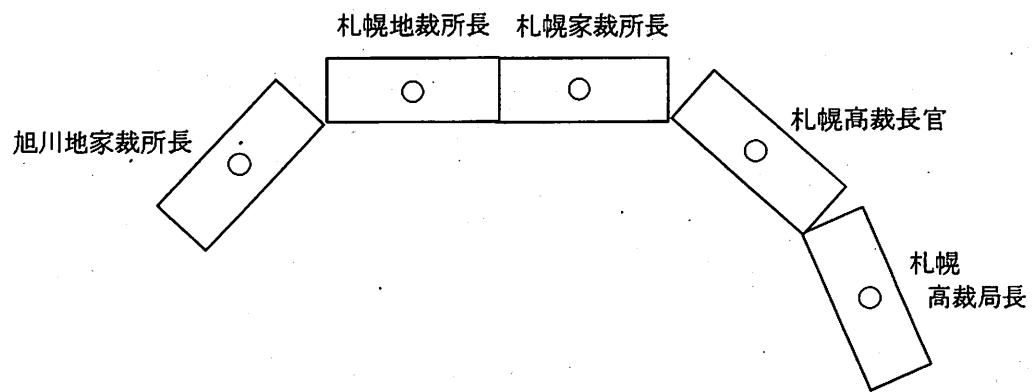
青森地家裁所長

盛岡地家裁所長

マイク

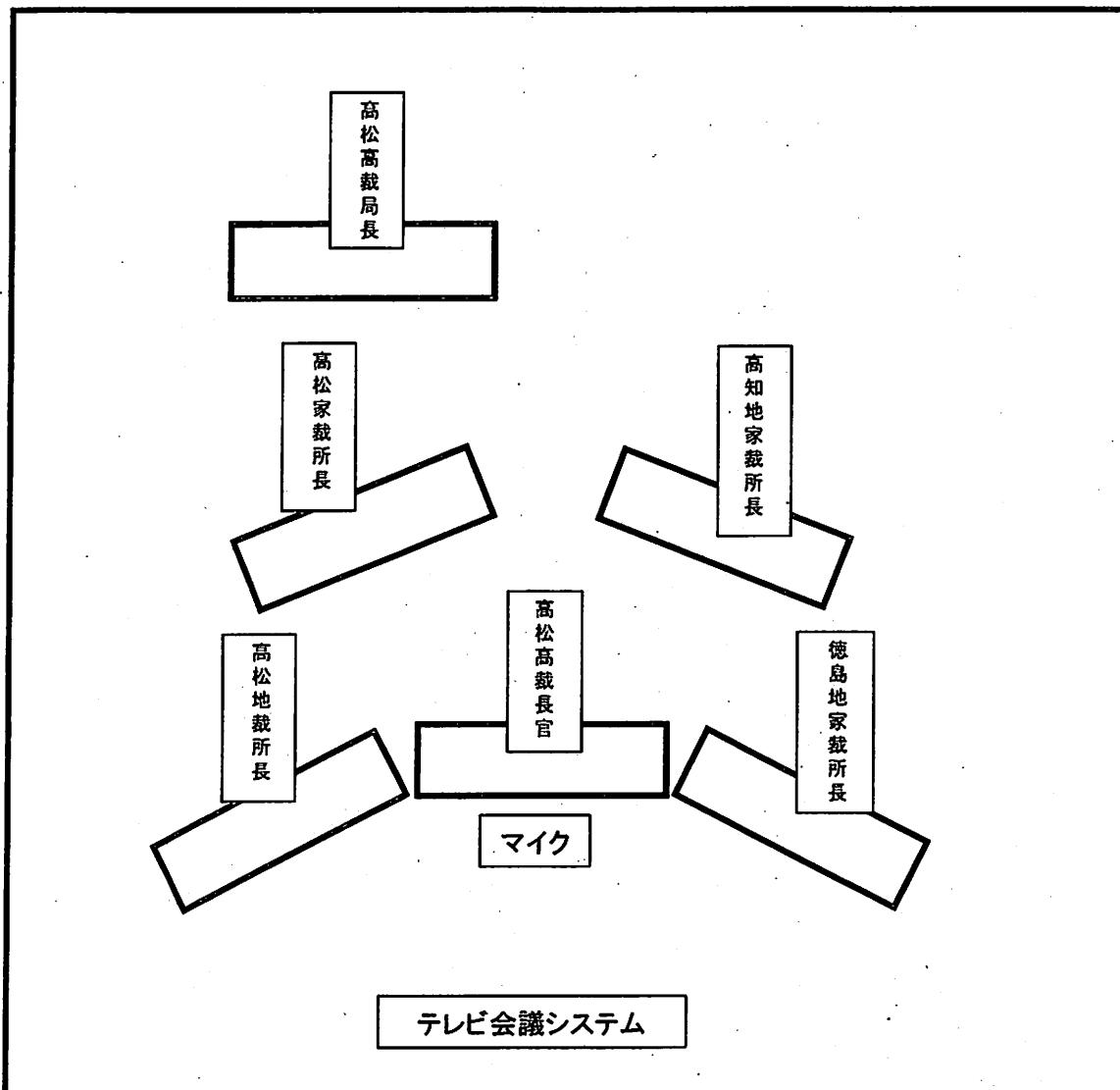
テレビ会議システム

## 令和3年度長官所長会同(接続先:札幌高裁)



テレビ会議システム

## 令和3年度長官所長会同（接続先：高松高裁）



## 令和3年度長官所長会同進行予定

● 10:00~15:45

<p>(3) 「部」での議論を、個別の事件処理にとどまらず、(1)のようにその前提となるような目指すべき裁判の姿についての共通認識の形成や技法の継承に向かわせ、審理・判断の説得力や社会的通用性の向上等に広げ、更に活性化していくためにどのような方策を講じ、所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。</p> <p>「部」における成長支援、「部」を超えた序としての成長支援という視点で所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。</p> <p>とりわけ、これらの課題への対応において所長がその役割を十分に果たすためには、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、積極的な役割の果たし方が期待される局面が多くなっているようにも思われるが、いかに考えるべきか。</p>		14:00～15:30	90分
		15:30～15:45	15分(総括)

● 16:00~17:00

事務的協議事項	意見表明庁	時 間	備 考
2 組織的に対応すべき事項に関する所長の役割 (1) 今後の社会状況の変化に対応した裁判所の運営を図っていくために取り組んでいる諸課題の整理と自律的・主体的な検討を促していくための方策 ア 社会状況の変化に対応するための方向性と各施策の結びつきについての理解の実情とそれを踏まえた所長の役割 イ 施策の一つである書記官事務に関する様々な取組の位置付けの理解の実情とそれを踏まえた自律的・主体的検討の促進策 (2) コロナウイルス感染症に対する対応が長期化する中、各地域の弁護士会、検察庁、法テラス、報道機関等との意見交換を継続的に行っていくための工夫		16:00~17:00	60分

# 意 見 要 旨

高等裁判所長官  
地方裁判所長会同  
家庭裁判所長

令和3年

## 協議事項

### 1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 民事訴訟手続のIT化に向けた検討が進められているが、基本的な意見交換の場として認識されてきている「部」での議論を通じ、ITツールの活用にとどまらない目指すべき裁判に向けた運用改善を進め、裁判所の紛争解決機能を更に高めていくに当たって、現状にはどのような課題があるか。刑事や家裁の事件分野における現状はどうか。
- (2) 「部」は、事件処理等を通じた裁判官の成長支援の場でもあるが、前記(1)の課題に関し、「部」における目指すべき裁判に向けた運用改善の取組が進展していないのであれば、そのことが「部」における裁判官の成長支援の妨げにもなっているのではないか。コミュニケーションの減少など新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されるなか、成長支援という観点から「部」の機能を考えた場合、上記の点も含め課題として考えられることはないか。部の機能を補完する府としての課題はないか。
- (3) 「部」での議論を、個別の事件処理にとどまらず、(1)のようにその前提となるような目指すべき裁判の姿についての共通認識の形成や技法の継承に向かわせ、審理・判断の説得力や社会的通用性の向上等に広げ、更に活性化していくためにどのような方策を講じ、所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

「部」における成長支援、「部」を超えた府としての成長支援という観点で所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

とりわけ、これらの課題への対応において所長がその役割を十分に果たすためには、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、積極的な役割の果た

し方が期待される局面が多くなっているようにも思われるが、いかに考えるべきか。

広島地裁	2
徳島地家裁	6
新潟家裁	10
奈良地家裁	14

## 事務的協議事項

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

### 2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割（事務的協議）

(1) 今後の社会状況の変化に対応した裁判所の運営を図っていくために取り組んでいる諸課題の整理と自律的・主体的な検討を促していくための方策

ア 社会状況の変化に対応するための方向性と各施策の結びつきについての理解の実情とそれを踏まえた所長の役割

イ 施策の一つである書記官事務に関する様々な取組の位置付けの理解の実情とそれを踏まえた自律的・主体的検討の促進策

(2) コロナウイルス感染症に対する対応が長期化する中、各地域の弁護士会、検察庁、法テラス、報道機関等との意見交換を継続的に行っていくための工夫

## 1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) 民事訴訟手続のIT化に向けた検討が進められているが、基本的な意見交換の場として認識されてきている「部」での議論を通じ、ITツールの活用にとどまらない目指すべき裁判に向けた運用改善を進め、裁判所の紛争解決機能を更に高めていくに当たって、現状にはどのような課題があるか。刑事や家裁の事件分野における現状はどうか。
- (2) 「部」は、事件処理等を通じた裁判官の成長支援の場でもあるが、前記(1)の課題に関し、「部」における目指すべき裁判に向けた運用改善の取組が進展していないのであれば、そのことが「部」における裁判官の成長支援の妨げにもなっているのではないか。コミュニケーションの減少など新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されるなか、成長支援という観点から「部」の機能を考えた場合、上記の点も含め課題として考えられることはないか。部の機能を補完する庁としての課題はないか。
- (3) 「部」での議論を、個別の事件処理にとどまらず、(1)のようにその前提となるような目指すべき裁判の姿についての共通認識の形成や技法の継承に向かわせ、審理・判断の説得力や社会的通用性の向上等に広げ、更に活性化していくためにどのような方策を講じ、所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

「部」における成長支援、「部」を超えた庁としての成長支援という観点で所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

とりわけ、これらの課題への対応において所長がその役割を十分に果たすためには、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、積極的な役割の果たし方が期待される局面が多くなっているようにも思われるが、いかに考えるべきか。

## 1 民事訴訟の運用改善に向けた取組

### (1) 当庁の民事訴訟の問題状況

審理期間は、長期化傾向が続いている。協議会の場などにおいて、一部の弁護士から、口頭議論や心証開示が十分に行われておらず、裁判官の事前検討不足や能力低下が見られるとも指摘されている。

書記官は、弁論準備に立ち会わない傾向が顕著になっており、十分に事案を把握していない様子もうかがわれる。その結果、進行管理等も不十分なものとなり、充実した審理の妨げや審理の遅れの一因になっている可能性がある。

### (2) 原因分析

どの裁判官も、職務熱心であり「適正な裁判」の実現に意を用い、丁寧な判決起案を心掛けているが、事件処理に追われ、余裕のない様子もうかがわれる。

「迅速な裁判」という点については、代理人から求められることがないとして、強くは意識していない。裁判官によつては、代理人も急がないため、審理を急がず、その結果、事件処理が停滞して未済件数が増え、余裕をなくしていくという悪循環に陥っている可能性もある。積極的な釈明権の行使については、当事者の反応を気にかけ、あるいは公平性を害するおそれがあるとして控え目な姿勢も見られる。このことも審理が停滞する要因になり得ると思われる。

書記官との関係では、その家庭の事情や超勤の上限規制等を必要以上に気にかけ、書記官に対する期待感や書記官を育てその力を活用しようという意識が希薄になっている。書記官の事案把握が薄くなっていることに対する問題意識も十分にあるとはいえない。書記官の中には弁論準備に立ち会う余裕はないと言う者もいるが、訴状審査や人証調べの録音反訳に係る事務に時間をかけすぎている様子も見られる。裁判官側から改善を求めるることは少なく、コミュニケーションが十分に図られていないように思われる。

### (3) 問題状況の克服に向けた取組と課題

こうした問題状況について、庁全体で危機感を持つことが重要であると考え、

適正迅速な裁判の実現という観点から、まずは現状にどのような問題があるか、裁判官と書記官に意識させ、釈明権の行使や口頭議論の在り方、書記官の事件関与の在り方について、原点に立ち返った議論をして改善を目指すこととしている。今回のIT化による運用改善の取組は、そのよい機会であると捉え、昨年度後半から、各裁判官の問題意識や民事立会部の書記官の事務処理の様子を聴取し、各部各係の問題状況見える化して、これを庁内で共有した。その上で、部内での議論を基本としつつ、部総括連絡会や支部長連絡会、常任委員会、裁判官会議の場を利用して、改善に向け意識を高める取組を継続している。

このような中、当庁でもウェブ会議の利用が急速に広まり、ファイル共有による争点整理も行われるようになったが、そのために口頭議論が不十分なものとなり、IT化によってかえって審理が長期化するような事態は避けなければならない。釈明権の行使や口頭議論は、チャットによって行うことも想定されるが、それだけでは限界があり、ウェブ会議や対面による一層意識的な実践が求められる。また、各部からは、抜本的な改善策として、審理計画の策定や期日指定の在り方などのアイデアが出されているが、実現可能性や実効性に不安もあり、実践に踏み切れていない。書記官事務の改善についても、書記官の事件関与を強めるための環境整備や意識改革も適切に進める必要がある。

そこで、他庁での取組を参考に、民事訴訟を担当する全ての係において、モデル事件を通じた改善策の試行を始めている。これは、争点整理に困難が予想される特定の事件を対象とし、各係の裁判官と書記官の個別的な事情も踏まえつつ、適正迅速な裁判の実現という観点から、裁判官は、IT化後を見据えた審理運営の在り方を工夫し、書記官は、当該事件の進行管理等を適切に行うほか、節目に行われる口頭議論には立ち会うこと前提とした事務処理の在り方を考え、試行してみるものである。隨時、継続的にその成果や反省点を庁内で共有して振り返り、その経験を通して、他の事件の審理や書記官事務も順次改善していくことを企図している。かつてモデル部を中心として先進的な方策が検討されたことがあったが、今回は、全ての係において、それぞれの事情を

踏まえた改善策を試行し、当該係において最善かつ最適な審理と書記官事務を模索することにしている。飽くまでも適正迅速な裁判の実現が目的であり、実際問題としてモデル事件においてしかなし得ないような、あるいは費用対効果が見合わないような事務や作業を書記官が行うことは控えるよう求めている。また、裁判官と書記官との間のコミュニケーションを十分に図るという観点から、広島高裁管内全体の取組である「オープンでフラットな議論」の実践にも努めることにしている。

部の機能の活性化に向けた当庁の取組は、令和元年度の長官所長会同における意見表明のとおりであるが、合議の充実活用を推し進め、右陪席の単独事件について相談等があった際の意見交換も積極的に行い、部の事件処理全体の最適化を図ることによって適正迅速な裁判を実現するという点においては、道半ばの状態にある。合議の充実活用は、部の機能の活性化の中核部分であり、右陪席を交えた充実した合議がされている部では、事件処理と密接に関連する審理運営上の課題や司法行政上の課題についても、部全体で充実した意見交換が行われていると思われる。合議の充実活用の取組は、右陪席の主体的な参加が不可欠であるため、その必要性を改めて確認し、部の機能を一層活性化することによって、今回の運用改善の取組を推進したい。

## 2 裁判官の成長支援

裁判官の成長支援は、基本的には部内における事件処理を通じて行われるべきである。単独事件の相談を含めた合議の充実活用の取組は、今後も継続して行う必要があり、所長としても後押ししていきたい（従前の取組で合議事件を許容量を超えて無計画に増やした部では、合議事件の審理が停滞して合議が活性化されず、陪席裁判官の成長支援という成果も十分に上げられなかつたところもあったと思われ、この点は改善される必要がある。）。

部を越えた横の連絡も必要であるが、新型コロナウィルス感染症の影響により、右陪席会の開催が見送られているため、支部を含め府内の右陪席同士が気軽に情報共有し意見交換する仕組みを作ることを提案し、実施に至っている。これ以

外にも、部総括を含め民事部の裁判官が集まる会における議論を今まで以上に活性化するよう後押しをしている。

### 3 所長や高裁の役割

「部」での議論を、更に活性化していくためには、部総括の意識を高めることが不可欠であり、所長としては、目指すべき裁判の姿について部総括が腑に落ちるまで意見交換を重ね、共通認識を持つことが必要となる。

民事訴訟の争点中心型の審理の在り方については、昭和の時代から議論が重ねられており、当職らが任官した頃には、「民事訴訟のプラクティスに関する研究」という司法研究も発表され、当時から口頭議論や心証開示の有用性が議論されていた。その後も、当職らは、新様式判決、現行民事訴訟法の制定やそれを前提とした争点整理の在り方、書記官との協働、審理計画の策定に関する法改正とその運用に関する議論や取組を経験している。争点中心型の審理の実現という原点に今一度立ち返って、IT化後の民事訴訟の在り方を考えるべきであり、その際にこうした先人の英知や成果も改めて振り返ってみる価値があると思われる。所長としては、こうした歴史を総括し、失敗例や反省点も含めて若い世代に伝える責務があり、そこから新しいものが生まれるのではないかと期待している。

一方で、民事訴訟の審理運営の在り方を見直すことは、裁判官の職権行使の独立に関わることであるから、この問題は、飽くまでも個々の裁判官が主体的に検討しなければならない話であり、そうでなければ、この取組が定着することはない。所長として、部内で主体的な議論が行われるよう部総括を後押ししたい。

高裁の役割については、各庁の試行的な取組について、情報を収集して各庁に還元し、必要に応じて方向性に関するメッセージを出して、所長の取組を後押ししていただきたいと考えている。

## (徳島地家裁)

### 1 刑事裁判の運用改善をめぐる議論の現状と課題

- (1) 当庁刑事部は、裁判官3人からなる最小単位の「部」である。部内では、刑事訴訟法の本旨である核心司法、公判中心主義に立ち返った裁判の実現に向けたこれまでの議論の成果を踏まえながら、現に係属する公判請求事件の処理の場面を中心として、司法研修所等で実施される刑事裁判関係の研究会及び協議会への参加準備やその結果還元、高松高裁及び管内各地裁刑事部裁判官が参加する裁判員裁判のケース研究会、高松高裁から参考送付される破棄判決の検討等の機会も生かしつつ、更なる運用改善をも視野に入れた議論が行われている。このことは、同規模の他庁においても概ね同様ではないかと思われる。
- (2) ところが、それでもなお、とりわけ裁判員裁判の実践の場面において、公判前整理手続の長期化が引き続き問題とされたり、裁判員との実質的協働が真の意味で実現できているのかといった問題が提起されたりするのは、なぜであろうか。自戒の念を込めて言うと、私は、刑事事件を担当する裁判官が、上記のような刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判の実現こそが目指すべき刑事裁判の姿であるということを頭では理解しつつも、それを実現するための重要な道具である刑事実体法の理解やその理解に対する意識が十分でないところに小さくない原因があるのではないかとみている。すなわち、私がかつて勤務した各裁判所での部内又は研究者を交えた研究会等に参加してみると、例えば、争点整理の場面では、焦点がずれて事案の核心の解明に不必要と思われる事情まで争点として取り上げてしまったり、時には整理の要否の判断がなかなかつかずに無用の時間を費やしてしまったりするなどして、公判前整理手続の長期化を招く原因を作り出し、また、裁判員との議論の場面では、事案に応じた裁判官の専門領域（「法令の解釈」に相当する。）と裁判員との協働領域（「法令の適用」や「刑の量定」に相当する。）との切り分けがしっかりとできずに、従来の判断枠組みに引きずられて裁判員の自由な発想や価値判断を生かし切れない事態を招いていることなどに気づかされることが往々にしてあった。これはまさ

に、裁判官の刑事実体法についての理解が表層的であったり、そもそもその理解に対する意識が不十分であったりしたために、刑事実体法を事案に応じて柔軟に使いこなせなかつた結果といえるのではないだろうか。

そして、もしその背景に、司法研究報告書で提案された裁判員への説明案等の中から使えそうなものをとりあえず選び出し、理論的検討もそこそこに裁判員用説明ペーパーを準備することで満足するといった風潮があるとすると、「部」での議論を技法の承継や陪席の成長支援につなげることなどは望むべくもない。

(3) また、こうした観点から裁判員裁判以外の分野に目を向けてみると、法改正の議論が進んでいる性犯罪処罰規定について必ずしも安定的とはいえない運用がなされてきたのも、結局は、暴行・脅迫要件についての検討や理解が不十分であったことに起因するといえないだろうか。また、近時、様々な最高裁判例を生み出し、刑法総論の箱庭の様相を呈しているいわゆる特殊詐欺をめぐる諸問題も、同根のものとみてもよいかもしれない。

## 2 裁判と司法行政とが交錯する事象をめぐる議論の現状と課題

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応の経験を通じ、当庁では、各裁判官が、程度の差こそあれ、事件処理に当っても、司法行政上の問題を意識し、所長や事務局との連携が必要となる場面があることや、他への波及効果も視野に入れる必要があることを、改めて認識したものと思われる。そして、こうした認識が、裁判をめぐる事象ではあるものの、組織的な対応が必要となる場合などに、一定程度生かされるようになった。

刑事部を例にとってみると、いわゆる刺激証拠の取調べを予定している裁判員裁判について、裁判員のケア等に万全を期すため、当該証拠の取調べ期日や対応方針等が事前に所長や事務局にも情報提供されたり、警備の問題についても、他庁でのそのような情報に接した後、速やかに刑事部内で議論して問題点を整理し、所長や事務局からの庁舎管理上の意見を踏まえた上で、支部や簡裁の裁判官にも情報共有されたりするなど、所長や事務局との連携、更には他へ

の波及効をも意識した動きがみられるようになった。

(2) ただ、 庁全体でみると、陪席の中には、具体的な議論の場面になると、相変わらず受動的あるいは依存的な態度を見せる者もいないではない。部総括は、様々な場面で司法行政的な発想の重要性を説かれ、その実践を求められるのに対し、これまでに比べると増えたとはいえ、陪席にはそのような機会が部総括よりは相対的に少なく、どうしても目の前の事件処理に目が行きがちである上、やむを得ないこととはいえる、部総括に比して提供される情報量が少ないために、手持ちの議論材料の質や量に差が生じてしまっていることなどに、その原因があるようにも思える。

### 3 現状を踏まえた所長の役割

(1) 所長としては、まずは「部」の要である部総括に対し、一般的なものとして、上記1で検討した刑事裁判の運用改善をめぐる問題意識を始め、民事裁判の分野においても、事案の核心、すなわち紛争実態にふさわしい解決に向けて審理の方向性を早期に見定め、それに沿った主張・立証のみを促すというように、当事者から出てくる情報量をコントロールする争点整理はできないか、といった問題意識を率直に伝えて、目指すべき裁判の姿についての議論の契機を提供したい。差し当たっては、例えば、刑事裁判の分野では、上記の管内での裁判員裁判ケース研究会の際に、刑事実体法に関する概念の説明案が正しくかつ事案の解決にふさわしいものであったのかを、裁判員の反応をも踏まえながら議論してみたり、民事裁判の分野では、幸い当庁に3人いる弁護士職務経験者の体験を生かして、弁護士業務の視点も交えながら、上記のような争点整理を実践するに当たってのあい路や有効な解決策について議論してみたりすることを提案したい。

(2) また、司法行政と交錯する事象にかかわる議論を更に活性化するため、上記2で検討したように、部総括のみならず、陪席に対しても、個別の課題の検討にとどまらず、更に目線を上げて、今後、自らが中心となって担っていくべき裁判所の将来像に向けた知恵出しを働きかけたり、その思考や議論の材料とな

る提供可能な情報を、広めにかつ早期に提供したりしたい。その手始めに、陪席に対し、昨年度と今年度の「裁判所をめぐる諸情勢について」の読み比べを促し、基本的な問題意識の共有を図るとともに、新たに加わった課題について、それがなぜ加わったのかを共通認識とできるような意見交換の場を設けるための後押しをしたい。

(3) さらに、部総括に対し、「部」や庁全体で議論する際の心構えを、頭の中だけではなく他人に対し言語化して検証してみることを促し、必要に応じて、所長からも異なる視点を提供するなどして、新たな心構えの形成を後押ししたい。

その視点の一つとして、現在、次のようなことを考えている。すなわち、私自身の経験にも照らすと、とりわけ合議の場面では、部総括は、陪席の意見が自分の想定した議論の筋道から外れたものであると、すぐに口をはさんでしまいがちである。しかし、それでは陪席を徒に萎縮させてしまうのではないか。部総括による反論が「講義」になったり、出来の悪さに対する「抗議」になつたりしてしまうと尚更のことである。部総括は、陪席が自分とは異なる考えを述べたとしても、それによく耳を傾けて、陪席が何を大事にしてそう考えているのかを素早く見抜いた上で、それに配慮を示しながらぶつかり合うことが重要であることを自覚するべきではないだろうか。そして、こうした相互尊重を基盤とする議論ができてこそ、技法の承継が可能となったり、陪席の成長を助けたりすることができるようになるのではないか。

## 1 事件分野における現状と課題

(1) 昨年4月の緊急事態宣言の全国拡大を受けて、当庁でも調停事件の約7割の期日を取り消した。業務回復に当たって、新型コロナウイルス感染防止のためにとった様々な措置は、これまでの調停運営の振り返りと今後の在り方を議論し検討する貴重な機会となった。

「三密」を避けるため、13室あった調停室のうち社会的距離がとれる7室のみを使用することにした。そこで、①期日指定の枠を「午前1枠、午後1枠」から「午前1枠、午後2枠」への変更、②電話会議の利用、③裁判官の単独調停の活用等の措置をまずとった。

上記措置は目先の未済事件を動かすことに主眼があり、当初は調停の本質に立ち返ってこれまでの調停運営を変えようとする自覺的なものではなかった。裁判官サイドがそのような認識にとどまっていたことから、書記官が新件を早く期日指定したいがために午後2枠目に新件を入れてしまい、期日進行がうまくいかなかつたケースが見られたり、調停委員から午後2枠制（各1時間45分）について事情聴取が十分できないなどという不満が聞かれるようになった。

そこで主として調停を担当している上席裁判官と所長は、首次席書記官らと協議を行い、これまでの調停運営の在り方のまま合理化のみを追求しても無理が生じる、（今後の調停運営の在り方について従前の運用に捉われずに考え実践する幅広い議論と知恵の共有を呼びかけた家庭局の動きにも触発されて）コロナ禍をきっかけとしてではあるがこれまでの調停運営の在り方を変えていくう、そのような姿勢で一連の措置の意味するところを書記官・調停委員に丁寧に説明して理解と納得を得ることにした。

昨年7月、弁護士調停委員以外のほぼ全調停委員と複数回にわたって意見交換会を実施し、①コロナ禍を経験してこれまで漫然と行ってきた調停運営の在り方を変える必要があること、②午後2枠制は、単に時間を削れということではなく、当該期日で行うべき内容を意識して、期日毎にメリハリをつけること

によって、短い時間でやれる期日はそうするという趣旨であること、③期日の充実を図るために、評議連絡メモの改訂（それに基づく裁判官との評議の充実）、ホワイトボードの活用等の工夫したことなどを説明した。中核となって活躍している調停委員らからは取組の趣旨について一定の理解を得られたと感じている。

上記意見交換会と並行して、①人事訴訟担当裁判官からの提案に基づいて、調停委員との勉強会（調停委員に人訴事件を傍聴してもらい、その後座談会形式で意見交換を行ったもの）を複数回行った。

更にこれまでの調停運営の在り方の見直しという観点から、調停担当裁判官の意見交換を経て、これまで裁判官は調停進行をグリップできていたか（調停委員任せになっていなかったか）という点が裁判官サイドの問題として意識され、不十分であったことから、その改善方策として、①新件について、調査官によるインテーク後全件裁判官が記録を検討し、問題がありそうな事件については事件処理方針を調査官・書記官・調停委員と共有する、②改訂された評議連絡メモを活用して事前評議を励行する、③次回期日指定に当たって、電話による評議を行い、期日指定の在り方に対する裁判官関与を確実なものにするなどの取組を行っている。

以上のような様々な取組を経て、本年3月からは、効果検証の目的で、裁判所（所長、調停担当裁判官2名、調査官、書記官）と調停委員との座談会を始めたところである。加えて、裁判所の取組の目的等の周知徹底と当事者のニーズに適う調停運営の在り方の検討のため、従前裁判所と勉強会をしてきた弁護士らと意見交換の機会を持つべく調整を始めた。

## (2) 一連の取組を行うことにより生じた裁判官の意識の変化

家裁で勤務していると、家裁は組織的課題の宝庫だと感じる。調停運営の在り方の見直し一つとっても、常に関係職種との連携が重要になるだけでなく、支部を含めた庁全体の問題に発展し、対外的な発信も必要になる。コロナ禍を経験して、裁判官一人一人が家裁は県民にとって身近な存在であり、家裁全体

として対応し業務を継続していくかなければならないと痛感した。新型コロナウイルス対策のために、上席をはじめ各裁判官が幹部会等に参画し組織的課題への対応の訓練を経験させたことや日常的に所長と裁判官との対話を繰り返してきたことにより、前記取組に当たっては、裁判官が自ら考え、あるいは書記官・調査官・調停委員等の現場の声を汲み上げながら、主体的に検討し実践を主導するようになった。そのような姿を見ると、大きく成長したと感じている。

そして裁判官たちは、裁判所の中長期的な諸課題の検討にも関わるようになり、首席書記官と連携しながら、家裁の事件部各部門の書記官と書記官事務の整理・合理化について意見交換（本庁のみならず支部で家庭事件を担当する裁判官全員参加），高裁調査官室メモ（子の監護に関する事件）や子の引き渡しに関する自庁事件を素材にして書記官と調査官との役割分担、連携に関する意見交換の場を持つようになった。

### (3) 課題

調停の本質・利点、利用者のニーズといった調停運営の基本的な価値についての整理の議論がまだ十分できておりらず、したがって関係職種との認識共有もできていない。そのことが、調停委員に一連の取組の目的や意義を腑に落ちる形で理解し納得を得られないことにつながっているのではないかと思われる。

今回の調停の本質や調停運営の在り方を巡る議論は今後の家裁におけるＩＴ化を進める前提となるものと考えており、裁判官にはそのような観点も意識づけしていく必要がある。

## 2 小規模庁における「部」の議論、活性化

当庁ではもちろん「部」は存在しないが、「庁」全体を「部」と見立てて議論の活性化を図ろうとしている。キーマンは上席裁判官であると考え、事件処理で超多忙であったところを超が取れるくらいに負担を軽減し、本庁裁判官室のまとめ役、本庁裁判官と支部裁判官との調整役を担ってもらっている。そして、「家庭事件担当裁判官協議会」と称して年3回の裁判官会議のほか常置委員会開催の

際に、全裁判官が参加（ＴＶ会議システム利用を含む。）して情報の共有、意見交換を行っている。調停運営の在り方の見直しや裁判所の中長期的な諸課題の検討に関しては、本庁の取組を紹介するとともに各支部の取組状況を聴取し、見直しの気運を醸成したり、本庁のみならず支部でも行った書記官との意見交換の結果をフィードバックし、更なる深掘りの議論をするよう促したりした。

### 3 成長支援等

家裁は裁判官の数も限られ、しかも特例判事補はほぼ全員が家裁事件と接した経験がなく配置されてくる。加えて、所長自身も決して家裁事件の経験が豊富とはいえないこともある。目指すべき裁判（調停運営）の姿についての共通認識の形成はともかくその共通認識と技法の継承に心もとないところがあり、府を越えた知恵・情報の共有が必要である。その意味で、今回の家庭局の後押しによる調停の本質に立ち返って今後の調停運営の在り方を全国規模で議論し実践を始めたことには大きな意義があると感じている。

幸いと言うべきか、家裁所長の多くは、調停をはじめとして一定の事件処理を受け持つており、地裁所長と比べて、事件部の各部署の実情の把握、同僚裁判官として裁判官同士の問題意識の共有はやり易い立場にある。そこで、それらを踏まえて、裁判官の視野が狭くならないように、調停の本質等を議論する意味、裁判所の中長期的な諸課題の検討との関連等について、日常的に裁判官と対話を重ねることが肝要であると考える。

## (奈良地家裁)

### 1 当庁における目指すべき裁判に向けた取組の現状と課題

部の機能の活性化、昨年来の新型コロナウィルス感染症拡大防止対策における裁判所の在り方、民事訴訟手続のIT化を契機とする運用改善や家裁における調停の在り方等に関する検討を踏まえ、部総括、家裁上席及び支部長においては、目指すべき裁判に向けて運用改善を推し進め、将来の裁判所の在り方について主体的に考えていく必要があることについての理解は深まったように思われる。しかし、喫緊の課題に直面している民事部でも、陪席の理解や取組状況には個人差が大きく、現在の審理運営のどこに問題があるのか、どのような裁判を目指すべきかについて具体的な問題意識を持てず、ITの利用が電話会議の代替の域を出ない裁判官もあり、部総括による働き掛けにもかかわらず、部として高いレベルでの問題意識を共有するには至っていない。また、具体的な問題点を把握し、改善のために考え、実践し、振り返り、更に改善していくことが必要であると理解している者も、画面を共有しながら口頭議論を行うなどの段階に留まり、具体的事件において、審理運営について新たな方策を実践するには至っていない。その原因は、目の前の事件の処理に手一杯でゆとりがなく、訴訟代理人への説明や協力依頼など手間の掛かる事柄を避けたり、失敗を恐れたりしていることがあるよう思われる。新しい民事訴訟のプラクティスを作っていくために、そのプロセスとして試行錯誤や失敗が許され、そこからまた工夫していくべきよいという現在の状況への理解を深め、前向きに取り組むように働き掛けていくことが必要である。

### 2 成長支援という観点からの課題

(1) 部は、個々の事件処理についての合議や意見交換はもちろん、目指すべき裁判の在り方、在るべき裁判所像や司法行政事務に関することなど様々な事項に関して意見交換を行い、裁判官が相互に刺激を与え合える成長支援にとって最も基本的な場である。したがって、部総括には、陪席が自由に発言できる雰囲気を作るとともに、自ら、技術的な事柄に留まらず、裁判の本質に立ち返った

議論も含めながら様々なテーマについて陪席に話し掛け、「裁判をする心」を育てていく努力が必要である。ただ、部によってばらつきがあり、運用改善の取組に前向きでない部では全般的に活発な意見交換がされず、理想を抱いて任官し、裁判と取り組んでいる陪席の意欲を削ぐことにもなりかねない。

ところで、左陪席、特に新任判事補への成長支援については、各庁において組織的に取り組み、司法研修所での研究会等で議論されることも多いが、単独事件や非訟事件を担当して様々な経験をし、裁判所の組織的な課題への理解や関心も深まっていく時期である右陪席についても、その事件処理能力、組織運営能力等を伸ばすための支援は大きな課題である。部総括は、右陪席単独での事件処理状況に关心を持ち、必要なアドバイスを与えたり、ときとして部総括の補佐としての役割を与えていたりする工夫が必要である。

(2) 部においては、議論の発展性や深まりに関し、各構成員の資質や能力による限界や構成員の固定による限界があるし、上記のとおり部によるばらつきもあることから、これに対処するための方策を考えなければならない。

まず、各構成員が自らの能力を高める必要がある。基本的には、自己研さんと部での白熱した合議によって力を付け、それにより更に合議のレベルを上げることを目指すべきである。また、例えば、小規模庁こそ、幹部職員の知識、経験、思考に直接触れやすいというメリットを生かし、幹部職員の部の意見交換への参加を通じて、指導力を含む組織運営能力等幅広い能力を高めることが考えられる。

次に、部を横断して、複数部により、あるいは少人数のグループに分けて意見交換を行うと、部におけるものとは異なる意見や視点を得て議論が発展し、各人の考えが深まるだけでなく、陪席にとって配属部の部総括とは異なる観点からの指導を受けることができる（「横の関係」）。また、このような機会を通じて、異なる部の裁判官同士が個別に、日常的に、相談や意見交換をする人間関係を築くことができるため、悩みを抱え込んだままにしないようにする環境を作ることができよう。

### 3 課題解決への方策、所長、高裁の果たすべき役割

(1) 所長としては、まず、部における意見交換の充実のための取組を支援し、部を超えた「横の関係」を設定して、庁内における意見交換を活性化する必要がある。自らも、定期的な裁判官との昼食会、協議会等を利用して実質的な意見交換を行い、各種課題への取組が不十分な裁判官に刺激を与えることが考えられる。

その時々の課題に応じて議論の場を設定することも考えられる。当庁では、昨年度、参考事例を題材に、民事部、家裁、支部の裁判官に声を掛け、当職も参加し、弁論準備手続に関する任意の研究会を開催したが、民事部だけで行うより多様な意見が出たし、当職に対して経験談を尋ねる質問もあり、充実した意見交換になったように思う。また、当職は、支部を含めた裁判官との間で将来の裁判所の在り方について、民事部の全裁判官との間で運用改善等について、それぞれ意見交換を行い、陪席等の考え方を直接知ることができた。裁判官の職権行使の独立との関係や、部内における部総括の立場との関係で、どこまで積極的に関与してよいのか迷いがあったものの、一人の先輩裁判官として過去の具体的事件での経験を踏まえて発言することも有意義であったと思う。むしろ、所長として、部総括との間で、役割分担等について意思疎通を図れば、より効果的に陪席等に働き掛けることができるのではないかと考える。もっとも、裁判官を委縮させず、自由に発言できる状況を作ることが必要不可欠である。

所長として企画等を考える際には、支部の裁判官も参加できるようにしたり、自ら支部に赴いて同様のことを行ったりする配慮が必要である。

(2) 次に、小規模庁では、庁内だけで幅広い意見交換等を行うのは困難であり、同規模の他庁（大津地裁及び和歌山地裁）の所長と連携し、あるいは、高裁や高裁所在地の地家裁の協力を得ることも重要である。同規模庁による3庁会（民事。部全体、右陪席会、左陪席会）、高裁又は大阪地裁の部及び同規模庁との研究会（民事・刑事）、大阪地裁における具体的事件の振返り（刑事）や新任判事補研さん行事への参加等は、当庁の裁判官にとって貴重な機会となっ

ている。また、大阪地裁の研究会等にオブザーバー参加が可能であり、特に、部総括にとっては、同種事件を扱う他の部総括と、事件処理はもちろん、成長支援をはじめとする組織的課題について意見交換ができる貴重な機会となっている。所長としては、他庁との研究会への参加等が効果的でなくなったり、あるいは新たな分野での企画の必要性を感じたりした場合には、他庁の所長と意見交換を行って適切な方策を考える必要がある。

- (3) 小規模庁では自らだけでは限界があるため、高裁（及び高裁所在地の地家裁）には、意見交換の素材や考えるヒントとなる取組例等の提供をお願いしたい。また、現在は、同規模庁との連携は機能しているが、その維持・強化につきアドバイスや支援をお願いしたい。

令和 3 年 6 月 16 日

高等裁判所長官  
地方裁判所長會同  
家庭裁判所所長

## 最高裁判所長官挨拶

## 最高裁判所長官挨拶

昨年全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、現在もなお国民生活に深刻な影響を及ぼしています。歴史的な事態に直面して国を挙げた対応が執られる中、裁判所においては、感染拡大防止と、国民から負託された紛争解決機関としての役割とをどのように調和させて業務を行っていくかを最大の課題として取り組んできました。昨年の緊急事態措置の解除宣言以降も、各裁判所において、裁判手続きの運用上の工夫を重ね、公衆衛生学等の専門的知見に基づく感染拡大防止対策の徹底に努めることで、本年の2回の緊急事態宣言下では、規模を縮小することなく業務を継続することができています。幸い、今まで裁判所内で利用者に感染が拡大した事例は生じておらず、昨年の業務縮小による事件処理の滞留も、多くの府で既に解消し、感染状況が深刻だった地域においても解消に向かっています。

この間の全国の職員各位の尽力に対して、ここに改めて敬意を表したいと思います。終息までには、なお相当な時間が掛かることが見込まれますが、裁判所としては、重い役割を着実に果たすことができるよう、各地域の状況を注視しながら不斷の努力を続けるとともに、今回の事態によつ

て生じる新たな法的紛争等への対応にも万全を期していく必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした影響の一つとして、社会生活の様々な場面において、オンラインによる活動が広く浸透したことが挙げられます。現在行われている裁判手続のIT化の検討も、これからの中のデジタル社会の中における裁判所の在り方を見通しつつ、分野を問わず進めていくことが必要です。現在その先頭に立っているのは民事訴訟手続のIT化の取組ですが、知的財産高等裁判所及び全国の地方裁判所本庁で実施されているウェブ会議等を活用した争点整理の運用は、順調に実施件数が増加しており、これまでのところ利用者からも好意的に受け止められているものと思われます。制度面でも、訴え提起から上訴までの各段階の全面IT化を実現する民事訴訟法等の改正に向けた調査審議が法制審議会の専門部会で進められていますが、IT化の本格的な実施に先立って、現状の審理の運用に関する改善のビジョンが具体的に定まっていなければ、真により良い民事訴訟を実現することはできません。争点中心型の審理を目指して続けている努力にITを融合させていくという視点に立って、自由かつ大胆な発想

をもって議論し、実践と修正を重ねていくことが望まれます。

施行後10年以上の実績を積み重ねてきた裁判員制度は、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきています。今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、制度が直面した大きな危機といえますが、各裁判所において、裁判員の方々が安全に、かつ、安心して参加できるよう、地域の状況等に応じたきめ細かな配慮や工夫が行われてきており、国民の理解と協力に支えられて、順調に運営されてきたように思います。この制度を将来にわたって我が国の社会に確実に根付かせていくためには、引き続き、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を部内で広く蓄積・共有することで、裁判員の視点・感覚を的確に裁判内容に反映させるための訴訟運営や判断の在り方全般について、その像を明確化していくことが求められます。そして、このような検討をたゆまず続けることが、刑事裁判の全体像を在るべき姿に描きかえることにもつながっていくものと考えます。本年3月から、政府において刑事手続における捜査・公判のIT化方策の検討が開始され

ていますが、裁判所としても、こうした在るべき刑事裁判の姿を見据えつつ、手続にふさわしいＩＴの活用の議論を深めていく必要があります。

国民の価値観や家族の在り方が急速に多様化する中で、子の養育等を始め家族をめぐる問題についての法的な解決のニーズはこれまで以上に高まっているように思われ、家庭裁判所は、司法機関として、こうした期待に適切に応えていくことが求められます。家事調停については、法的観点を踏まえた適切かつ効率的な調停運営の在り方を検討・実践する取組が進められています。新型コロナウイルス感染症への対応のための運用改善にとどまるのではなく、広く家族をめぐる紛争全般について、より適切な紛争解決の在り方を考えるという大きな視点から、家事調停の本質・利点を改めて見つめ直し、これから時代の当事者のニーズにかなう家事調停の実現に向けて、検証と実践を重ねていくことが期待されます。成年後見関係事件については、成年後見制度利用促進基本計画の最終年度に入り、運用を担う立場として、利用者がメリットを実感できる制度運用の確保に努めることはもちろん、各地方自治体における中核機関等の整備やその機能充実に向けた取組についても、

取組推進のあい路や、その克服のために家庭裁判所に何が期待されているのかを改めて振り返り、制度運用上の経験の蓄積を踏まえた積極的な連携を進めていくことが望まれます。少年事件については、引き続き少年の改善更生に向けた適切な働きかけと処遇選択に努めるとともに、今般成立した改正少年法に関し、その趣旨を踏まえた適切な運用の在り方について検討を深める必要があります。

こうした各事件分野での取組は、審級を超えて求められますが、高等裁判所においては、一審のプラクティスの改善に協力するという役割を担っているという視点で、府全体、さらには高等裁判所間でも議論を重ねるなどして、その成果を一審裁判所とも共有していくといった取組も求められるでしょう。

以上のような諸課題に適切に対応していくためには、職員一人一人が、日々誠実に職務に励むとともに、従前の事務の在りように安住することなく、改善すべき点を積極的に見出していくという意識をもって職務を行っていくことが必要です。とりわけ、裁判官には、多様な職種からなる裁判所職員の連携の要として十全にその役割を果たし、個々の事件を適正迅速に処理することはもとより、裁判所を

めぐる諸情勢やその変化を鋭敏にキャッチしつつ、各々が組織全体の抱える諸課題に主体的に向き合い、その解決を図っていくことが期待されます。そのためには、事件処理等を通じた成長支援の場でもある部などで日頃から十分な議論を交わしながら執務に取り組むことで、その力量を高めていくことが重要であり、これを支える研修の更なる充実等も図っていくことが必要です。また、裁判官以外の職員においても、それぞれの職種が担うべき役割に一層注力して、組織全体として発揮すべき機能をより高めていくべきことは改めて述べるまでもありません。各職種がそれぞれに裁判業務全体の中での自らの役割を十分に意識して力を発揮し、適切に連携・協働して自由闊達な議論を積み重ねていくことで、庁全体としてのいわば総合力を強化し、国民の期待に応え、責任を果たしていくかなければなりません。

司法制度改革審議会意見書が公表されてから本年で20年となります。改めて、広範な領域で実行された諸改革を振り返るとき、国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法という、意見書の求める司法の姿をこれからも追い求めていくことが、司法に携わる者

の責務であるとの感を強くします。裁判所が国民の信頼を基盤として成り立っていることを改めて自覚し、地域に置かれた公的機関として、地域社会に対して適時適切な情報発信に努めていくとともに、期待や批判を的確に受け止めることが重要であり、こうした取組の中で、司法制度に対する国民の理解を深め、得られた経験をいかしたより良い裁判運営の実現に向けて改革の努力を続けていく必要があるでしょう。裁判所職員一人一人が真摯にその職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上